入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、入札書等の同時提出を求める試行工事である。

平成３０年１月１２日

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局
山国川河川事務所長　井元　幸司

１　工事概要

（１）　工 事 名　　柿坂地区掘削外工事

（２）　工事場所　　大分県中津市耶馬溪町柿坂地先

（３）　工事内容
掘削工　約７，０００ｍ３、伐木除根工　約２，０００ｍ２

（４）　工　　期　　契約締結の翌日から平成３１年１月３１日まで

（５）　使用する主要な資機材
ブルドーザ　１式、バックホウ　１式、ダンプトラック　１式

（６）　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

（７）　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出確認を行い、入札書、工事費内訳書、申請書及び技術資料等の同時提出を求める試行工事である。

（８）　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（９）　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局山国川河川事務所総務課に承諾願を提出して行うものとする。

（１０）　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

（１１）　本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。

（１２）　総価契約単価合意方式の適用

① 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

② 本方式の実施方式としては、

イ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

（１３）　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18.5.16国九整契第51-2号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

（１４）　本工事は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

（１５）　本工事は、概算発注方式としているため別途実施する詳細設計が完了した後に着手する工事である。

（１６）　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（１７）　快適トイレの設置
本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１８）　本工事は、女性の技術者・技能者・従事者が配置及び現場に従事したことを確認した場合に、工事成績で加点評価する試行工事である。

（１９）　本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事（施工者希望Ⅱ型）である。
受注者は、契約後、施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にＩＣＴ活用施工を行うことができる。
本工事おけるＩＣＴ活用施工は、河川土工において、①に示すＩＣＴ建設機械を用いた施工を行い、ＩＣＴを用いた３次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた３次元データを納品することをいう。
なお、ＩＣＴの活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

① ＩＣＴ建設機械
１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧバックホウ
なお、ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

（２０）　本工事は、建設現場での週休２日の推進等、休日を確保し、労働環境の改善や将来の担い手の確保を目的として、当該現場（現場事務所等含む）を「４週８休」「４週６休（４週７休を含む）」完全閉所とし、一切の作業は行わないとの意思表示を、受注者が自らの意思で判断できる「建設現場での週休2日の推進」を目指す試行工事である。

（２１）　本工事は、週休２日による工事の発注を推進するため、必要な間接工事費を増額する試行工事である。
「４週８休」を達成できた場合には、間接工事比率にそれぞれ次の補正係数を乗じるものとする。
【共通仮設費】１．０２　【現場管理費】１．０４

２　競争参加資格

（１）　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）　九州地方整備局における一般土木工事に係るＣ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　平成１４年度以降に、元請けとして次に掲げるア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

ア）河川工事の施工実績を有すること。

但し、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有していればよい。
なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が６５点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

（５）　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第２６条第３項及び建設業法施行令第２７条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①　１・２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
・１・２級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成１４年度以降に、元請けの技術者として、上記（４）に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）
但し、１人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。
また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。
なお、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が６５点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）

さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は原則実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

１）「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
２）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」
３）「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」
４）「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて(改正)」

（６）　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（７）　九州地方整備局における一般土木工事のうち、平成２５年４月１日以降に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が６５点以上であること。

（８）　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

（９）　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
（イ）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合
（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。
（イ）一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（１０）　九州地方整備局の管轄区域の内、大分県（中津市、日田市、宇佐市、玖珠町）又は福岡県（上毛町、吉富町、豊前市、築上町）に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

（１１）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（１２）　本工事における他の入札参加者の下請予定者として確約した者でないこと。

3　総合評価に関する事項等

（1）　評価項目と評価基準

入札説明書に示す各評価項目について、２～７段階で評価し加点する。

（2）　総合評価の方法

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点（１００点）を与え、さらに上記(1)について評価し、０～４０点の範囲で加算点を、０～３０点の範囲で施工体制評価点を加える。

評価項目は、入札説明書に示すとおりとする。

（算出式）　標準点＋加算点＋施工体制評価点＝１００点＋（０～４０点）＋（０～３０点）

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

（3）　落札方式

①　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち、上記（2）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、②による。）を落札者とする。

（ア）入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が標準点（１００点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじへと移行する。

くじの日時及び場所については、発注者から別途指示する。

（4）　技術資料の作成

技術資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

（5）　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

4　入札手続等

（1）　担当部局

〒８７１－００２６　大分県中津市大字高瀬１８５１－２

九州地方整備局　山国川河川事務所　総務課　専門員

電話０９７９－２４－０５７１（代）　（内線２２５）

（2）　入札説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。

交付期間は別表１、①に示す期日。

但し、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに上記（１）の担当部局に連絡すること。

（3）　競争参加資格確認申請書提出表明書（以下「申請書提出表明書」という。）の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：　別表１、②に示す期間。

②　提出場所：　上記（１）に同じ。

③　提出方法：（ア）電子入札の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が３MBを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出する。

（イ）紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出する。

（ウ）申請書提出表明書を提出した者は、下記（４）により申請書及び資料等を提出しなければならない。但し、入札説明書に示す場合を除く。

（４）　申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：　別表１、③に示す期日。

②　提出場所：　上記（１）に同じ。

③　提出方法：（ア）電子入札の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が３MBを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出する。

（イ）紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出する。

（ウ）申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。但し、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

（５）　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、分任支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局山国川河川事務所総務課に持参すること。郵送等又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

①　入札書の締切日時

（ア）電子入札対応の場合

別表１、④に示す期日。

（イ）紙入札方式による場合

上記（ア）に同じ。

②　開札の日時及び場所

開札は、別表１、⑤に示す日時に以下の場所にて行う。

〒８７１－００２６　大分県中津市大字高瀬１８５１－２

九州地方整備局　山国川河川事務所　総務課　入札室

（６）　電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第６条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。

５　その他

（１）　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行中津代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　九州地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州地方整備局）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

（３）　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）　落札者の決定方法

上記３に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当職の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

（５）　配置予定技術者と建設業法第７条第２号又は第１５条第２号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認

本工事が建設業法第２６条第３項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

（６）　支店等営業所の確認

本工事が競争参加資格条件に定める支店等営業所（建設業法第３条第１項に基づく営業所（本店を除く。））が所在することにより競争参加資格を有することとなる工事に該当する場合、当該競争参加資格を有することをもって入札に参加し、落札者となった者は、落札決定通知後、契約締結までに、当該支店等営業所に関する資料を提出するものとする。

（７）　配置予定技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

（８）　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

（９）　契約書作成の要否　要。

（１０）　関連情報を入手するための照会窓口　上記４（１）に同じ。

（１１）　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４（４）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成２８年１０月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、九州地方整備局総務部契約課（〒８１２－００１３　福岡県福岡市博多区博多駅東２－１０－７　福岡第二合同庁舎　電話０９２－４７１－６３３１）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

（１２）　詳細は入札説明書による。

別表１　本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	交付期間は平成３０年１月１２日から平成３０年２月１３日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１８時００分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である１７時００分。）
②	申請書提出表明書の提出期限	平成３０年１月１２日から平成３０年１月２３日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。
③	申請書及び資料等の提出期限	平成３０年２月８日から平成３０年２月１３日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。
④	入札書の締切日時	平成３０年２月１３日　１７時００分
⑤	開札の日時	平成３０年３月６日　１０時００分